

# 入札説明書

指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R5-2工区）に係る総合評価方式一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 記

### 1 落札候補者の入札参加資格の確認

#### (1) 提出する申請書等

ア 入札に参加する資格の確認に必要な申請書等

（ア） 入札参加資格確認申請書（様式4）

（イ） 同種工事の施工実績（様式5）

（ウ） 主任技術者等の資格・工事経験（様式6）

イ アの申請書等の内容の確認に必要な資料（以下「その他確認資料」という。）

#### (2) 申請書等の提出部数

1部

#### (3) 施工実績等の作成要領

同種工事の施工実績及び主任技術者等の資格・工事経験は、次に従いそれぞれ作成すること。

ア 施工実績及び工事経験は、工事が完成し、引き渡しが行われているものを記載すること。

イ 施工実績は、資格要件を満たすものを記載すること。

ウ 施工実績及び工事経験は、我が国におけるものとする。

エ 配置予定の技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を申請すること。

申請されていない技術者の配置は、配置予定技術者の死亡、傷病、退職等真にやむを得ない場合を除き認めない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

なお、当該他の工事が専任を要する工事である場合は、契約工期時点で他の工事の完成検査が終了していること。

オ 技術資料と入札に参加する資格の確認に必要な申請書等の配置予定技術者は、同一の技術者とする。

#### (4) その他確認資料の提出

その他確認資料として次の資料を提出すること。

ア 入札公告の2の(1)のアの、特定建設業の許可を有する者であることの確認資料

・「特定建設業の許可通知書」の写し（更新中は更新手続き中の証明）

イ 入札公告の2の(1)のイの、建設工事に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、かつ、土木一式工事に関しA級の格付を受けている者であることの確認資料

・現在有効な「県建設工事入札参加資格者格付等結果通知書」の写し

ウ 入札公告の2の(1)のウの(ア)の、一級土木施工管理技士であることの確認資料

・「一級技術検定合格証明書」の写し

エ 入札公告の2の(1)のウの(イ)の、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの確認資料

・「健康保険被保険者証」の写し

オ 入札公告の2の(1)のウの(ウ)の、監理技術者資格者証（土木）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められることの確認資料

- (ア) 「監理技術者資格者証」の写し（更新中は更新手続き中の証明）
- (イ) 「監理技術者講習修了証」の写し
- (ウ) 監理技術者資格者証の有効期限が、当該工事の予定工期以前に満了する場合は、誓約書（様式8）を添付すること。
- (エ) 「監理技術者講習修了証」の修了年月日の属する年の翌年から起算して5年経過した日が当該工事の予定工期以前になる場合は、誓約書（様式9）を添付すること。
- カ 入札公告の2の(1)のクのエの専任配置する技術者の土木一式工事（海上工事，橋梁上部工事及びトンネル工事を除く。）の管理実績の確認資料  
次の資料のうち、いずれかを提出すること。なお、クと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 施工実績，管理実績が記載されている「（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）の工事カルテ」（以下「工事カルテ」という。）及び「竣工登録工事カルテ受領書」，又は登録完了後の「登録内容確認書」
- (イ) 発注機関の「施工実績・管理実績証明願」（様式7）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- キ 入札公告の2の(1)のコの，営業所の確認資料  
・「建設業許可申請書」及び「別紙二(2)」又は「別表」の写し
- ク 入札公告の2の(1)のサの土木一式工事の施工実績の確認資料  
次の資料のうち、いずれかを提出すること。なお、カと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 施工実績，管理実績が記載されている「工事カルテ」及び「竣工登録工事カルテ受領書」，又は登録完了後の「登録内容確認書」
- (イ) 発注機関の「施工実績・管理実績証明願」（様式7）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- ケ カとクについて，「工事カルテ」又は登録完了後の「登録内容確認書」（以下「工事カルテ等」とする。）を提出する場合は次の条件を満たすこと。
- (ア) 工事カルテ等は，施工実績・管理実績証明願のすべての事項が記載されていること。
- (イ) 工事カルテ等は，発注機関の監督職員等の確認を受けていること。
- コ カについて，専任配置する技術者は1社当たり1名しか認めない。
- サ カについて，管理実績としては，工期の1/2を上回る期間従事した場合を認めることとする。
- (5) 入札参加資格の確認及び落札者の決定の通知  
理事長は，入札公告の11の(4)により，落札候補者の入札参加資格を確認したときは，入札公告の11の(5)により当該落札候補者に，申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して7日以内のそれぞれの日（公社の休日を除く。）までに通知する。  
通知は，簡易書留により通知を行うため，434円分の切手を貼った宛先明記の返信用長形3号封筒を，(1)の申請書等を提出する際に併せて提出すること。
- (6) その他
- ア 提出する申請書等は，「提出書類の編冊について」（別紙1）に従って整理し提出すること。
- イ 提出する申請書等の作成に係る費用は，提出者の負担とする。
- ウ 理事長は，提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用してはならない。
- エ 提出された申請書等は，返却しない。
- オ 提出期限以降における，申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 申請書等に関する問合せ先  
入札公告の3の(1)のイに同じ。

## 2 支払条件

- (1) 前払金，中間前払金有り。（ただし，契約書提出時に部分払いか中間前払金のいずれかを選択しなければならない。部分払いを選択した場合は，中間前払金はないものとする。）
- (2) 部分払いは，2回以内とする。

### 3 その他

- (1) 入札参加者は、「入札上の注意事項」（別紙 2）及び建設工事請負契約書を熟読し、入札に参加すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、1の(1)のアの(イ)に掲げる専任配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 下請等について  
本工事の施工に当たって、工事の一部を下請けに付する場合は、鹿児島地域振興局管内に主たる営業所を有する業者を使用するよう努めること。  
また、工事に使用する資材については、県産資材を優先活用するよう努めることとし、更に、県産資材以外の資材等についても、県内に主たる営業所を有する資材業者等から調達するよう努めること。
- (5) 配置技術者等の途中交代の試行について
  - ア 本工事は、特記仕様書の規定以外でも、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。
  - イ 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来高管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、配置技術者の途中交代を認めることとする。
  - ウ 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。  
ただし、配置技術者を変更する場合は、入札公告等に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない。
  - エ 以下の場合には、工事实績として認めない。
    - (ア) 工期 1 年未満の工事にあたっては、工期の半分未満の従事期間の場合は、実績として認めない。
    - (イ) 工期 1 年以上の工事にあたっては、6 か月未満の従事期間の場合は、工事实績として認めない。